

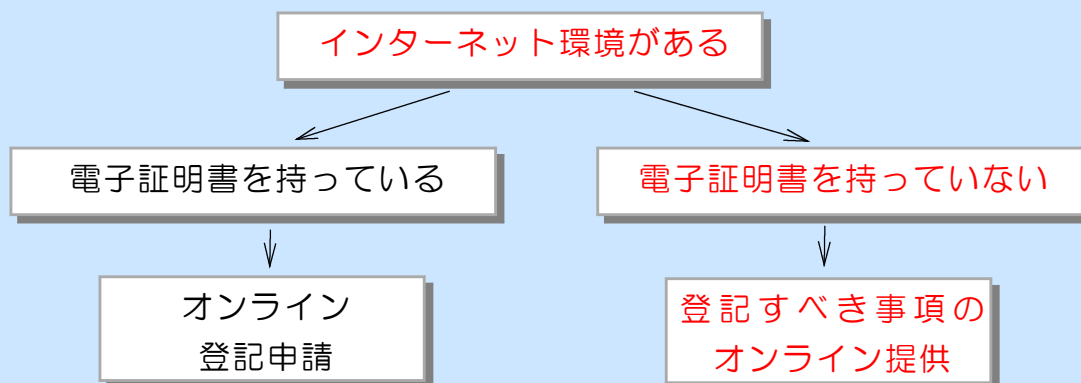
◆◆ 法務局からのご案内 ◆◆ 「登記すべき事項のオンライン提供」

書面によって商業・法人登記の申請を行う場合、
登記すべき事項のオンライン提供が便利です。是非ご利用ください。

登記すべき事項のオンライン提供とは？

書面によって商業・法人登記の申請を行う場合において、登記事項をあらかじめ登記・供託オンライン申請システムを利用して送信し、提出していただくことができます。

電子署名及び電子証明書を添付する必要はありません。



メリット

- **必要事項を入力すると申請書が自動で作成されます。**

申請用総合ソフト（無料）を利用して、申請書を簡単に作成することができます。

- **オンラインでお知らせが受けられます。**

オンラインによって、受付番号、補正、手続終了等のお知らせを受けることができます。

<登記すべき事項のオンライン提供の流れ>

1 事前準備

初めて利用される方は、申請用総合ソフトのダウンロードと利用者登録を行ってください。

ダウンロードは、以下のホームページから

<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp>



2 登記事項のデータを作成・送信

申請用総合ソフトにより登記事項提出書を作成し、これを送信してください。

3 登記申請書の作成・登記所への提出

作成した登記事項提出書を印刷すると、登記申請書の様式で印刷されますので、登記申請書に押印や印紙の貼付等をして、添付書類とともに登記所に提出してください。

登記所が登記申請書を受け取ると、受付して処理を行います（注：登記事項提出書の送信のみでは受付はされませんので、必ず登記所に登記申請書を提出してください。）。

なお、登記所の処理状況は申請用総合ソフトの処理状況表示画面から確認することができます。

【お問合せ先】秋田地方法務局登記部門

TEL 018-862-1174

詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html